

レポートに使う画像を探すガイド

レポートの説明に画像を使いたいとき、皆さんはどうやってその画像を入手していますか？近頃は Google の画像検索などで手軽に探せますが、見つけた画像が自由に使ってよいものかどうか判断に悩むこともありそうです。今回は図書館 Web サイト（「オンラインデータベース一覧」または「情報検索リンク集」）からアクセスできるサイトを使って、レポートに使える画像の探し方をご案内します。

注意！

紹介する Web サイトの利用ルールは
必ず守ってください



レポートで使える画像を入手しよう

1. メトロポリタン美術館 Open Access Artworks 誰でも利用可

(<https://www.metmuseum.org/art/collection>)

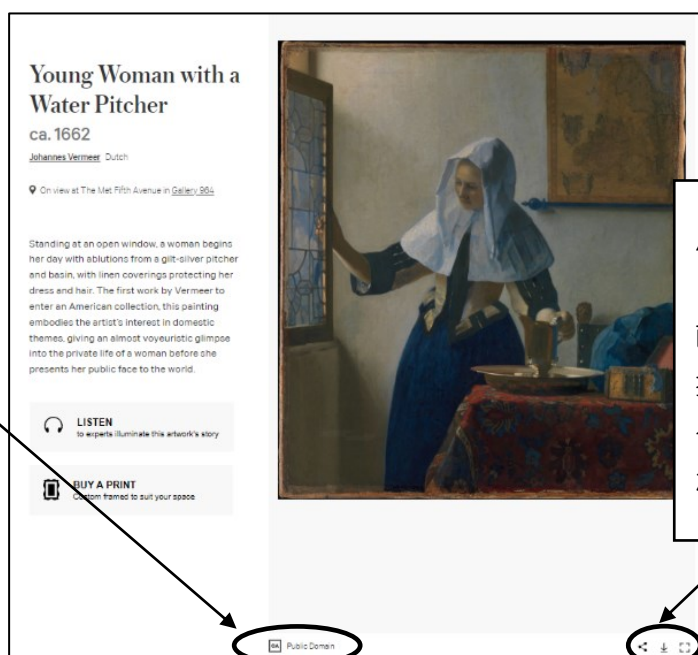
メトロポリタン美術館が保有する美術作品のうち、37万5千点以上の著名な美術作品の写真がクリエイティブ・コモンズ0(CCO)として解説等とともに公開されています。

*「CCO」とは作品に付与される著作権を全て放棄し、パブリック・ドメイン(著作権が消滅した作品)にするという意志を表明するために使われるライセンスです。

<例>検索ウィンドウにキーワード「Vermeer」を入力し、素材や地域などで絞り込み

「Public Domain」の表示があることを確認しましょう。

MET の画像コレクションには、パブリック・ドメインとなっていないものも多数あります



パブリック・ドメインの画像は拡大表示やダウンロードができます

2. Artstor (アートストア) 本学学生・教職員のみ (<https://www.jstor.org/>)

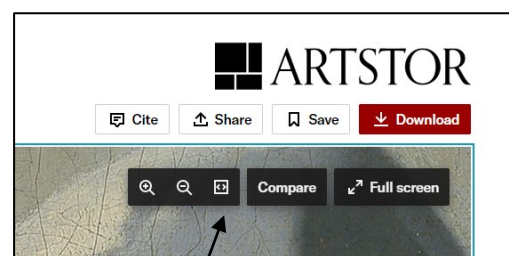
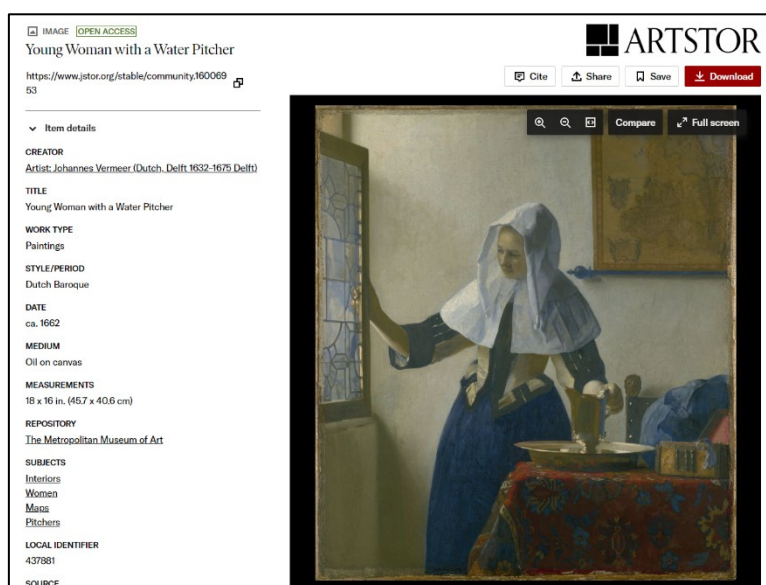
Artstor は、美術館や博物館から教育目的で提供された画像を検索・利用できるデータベースです。(Artstor のサイトは 2024 年 8 月より JSTOR に統合されました。)

*JSTOR の TOP ページの簡易検索窓から「Images」タブを指定して検索します。

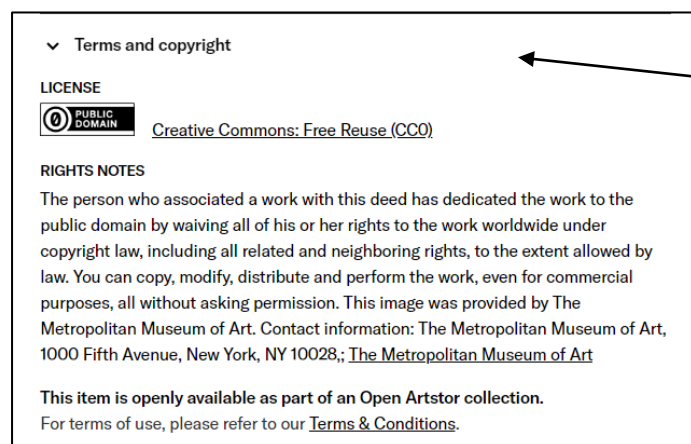
または画面右上の[Browse]→[Images]→[Artstor collection]を選択し、Artstor の画像のみ検索することができます。(<https://www.jstor.org/images/>)

*学外からはマイライブラリの「外部データベース - JSTOR」から利用してください。

〈例〉検索ウィンドウにキーワード「Vermeer」を入力し、素材や所蔵美術館などで絞込



画像の一部の拡大、複数の画像を並べて表示、印刷、ダウンロード、画像引用情報の書き方が確認できます



左側の「Terms and copyright」で著作権に関する情報を確認しましょう。
この作品は「Public Domein」、「CC0」となっているのが確認できます。
同じフェルメール作品の画像でも、利用条件が異なるものがあります。

Artstor で提供されている画像は、**学内での教育・研究目的**（例：課題のレポートや卒論への利用、授業で発表するための Power-point に利用）であれば、著作権者の許諾を得ることなく、自由に利用できます。

※著作権者のクレジット表記や引用の表記を求められる場合があります。

※「Terms and copyright」で許可されている場合を除き、Artstor の画像を含む論文などの成果物を、商業的に出版・配布したり、インターネットで学外に公開したりするには、著作権者の許諾が必要です。

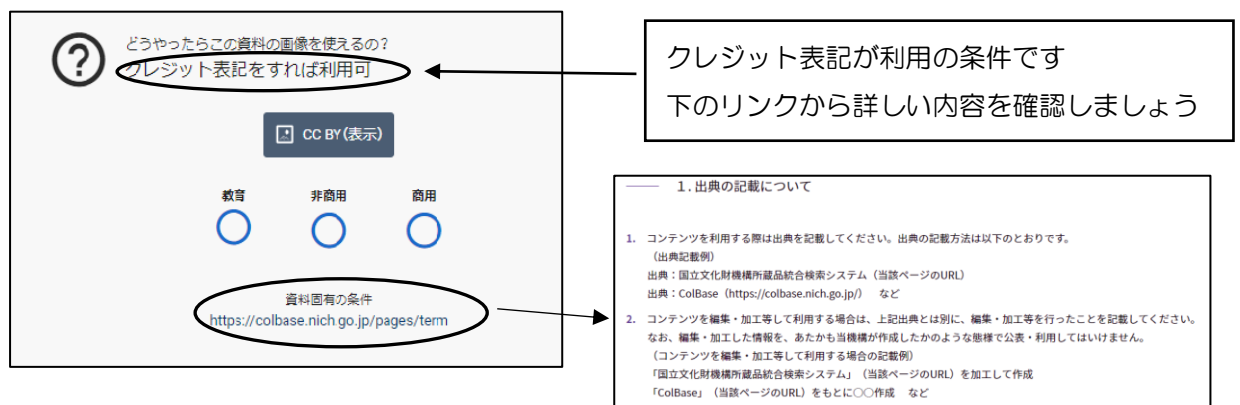
3. ジャパン・サーチ 誰でも利用可 (<https://jpsearch.go.jp/>)

全国の美術館などのデジタル・アーカイブを横断的に検索し、収蔵品の画像を閲覧できます。Artstorのような画像の提供サイトではありませんが、パブリック・ドメインの画像も含まれているほか、画像の利用条件を確認することができます。

<例>検索ウィンドウにキーワード「円山応挙」を入力し、コンテンツや分野などで絞り込み



※利用条件は画像により異なります。それぞれのルールに従いましょう



ルールを守って引用しよう

必要な画像がご紹介した Web サイトでは入手できず、著作権の有無や利用ルールがわからないこともあります。こんなとき、レポートにどうしても必要な場合は、図書や適切な Web サイトからその画像を「引用」することができます。

1. 引用とは？

「引用」とは、自分のレポートなどのなかで、他人の著作物(文章、図など)を使うことです。法律で認められた権利ですが、きちんとルールを守らないと「著作権法違反」となり、損害賠償や刑事罰の対象になります。

2. 引用のルール

- ①公表されて誰もがみられる著作物であること
- ②どうしても引用しなければならない必要があること
- ③引用箇所とそれ以外がはっきり区別されていること
- ④本文が主、引用部分が従の関係にあること
- ⑤出典を明示すること
- ⑥引用するときは著作物を変更しないこと（トリミングなど画像の加工をしないこと）



3. 著作権や引用について知る資料

- ①図書館の所蔵資料（すべて開架—一般書コーナー）
 - ・「やさしくわかるデジタル時代の著作権 1 基本編」（請求記号: 0212/Y61/1-13）
 - ・「教育現場と研究者のための著作権ガイド」（請求記号: 0212/Ky4/095634）
 - ・「編集者の著作権基礎知識 新版」（請求記号: 0212/To83/096814）
 - ・「引用する極意、引用される極意」（請求記号: 8165/H48/105913）
 - ・「レポート・論文をさらによくする「引用」ガイド」（請求記号: 8165/Sa13/094753）
- ②著作権について知る Web サイト
 - ・文化庁 著作権 Q&A—教えてぶんちゃん—
http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/